

条例制定（改廃）請求の手続き

市 長

住 民

選挙管理委員会

(2) 請求代表者が選挙人名簿に登録されているかを選挙管理委員会に確認

登録されている場合

請求代表者証明書の交付

請求代表者証明書の交付をした旨の告示

(9) 本請求の受理

署名数、提出期間等の審査をし、受理したときは、告示し、代表者に通知

議会招集

請求を受理した日から 20 日以内

議会の審議結果を告示
請求者への通知

(1) 請求代表者証明の交付申請
(※請求書、条例案添付)

(3) 署名の収集

請求者署名簿に請求書、請求代表者証明書(写し可)を添付し、署名押印を収集する。

収集期間は

証明書交付の告示日から 1 か月以内

必要数以上の署名を収集

収集期間満了日の翌日から 5 日以内

(4) 署名簿の提出

(8) 本請求

署名簿の返付を受けた日から 5 日以内に請求書に 50 分の 1 以上の有効署名があることを証明する書面、署名簿を添えて市長へ請求

(5) 署名簿の審査 受理した日から 20 日以内
署名の効力を決定し、証明する。

有効署名が必要数を超過している場合

(6) 署名簿の縦覧
審査終了の翌日から 7 日間

※縦覧期間中

異議申出ができる

申出なし

申出あり

署名・押印の総数、
有効署名の総数を
告示・掲示

申出を請けた日から
原則 14 日以内に決定

(7) 署名簿の返付

異議申出がないとき、異議について決定をしたときは、その旨と有効署名の総数を告示し、署名簿を請求代表者に返付

申出を正当と決定
証明を修正、申出人、
関係人に通知、告示

申出を正当でないとして決定
申出人に通知